

指定訪問リハビリテーション・指定予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

当事業者が提供する指定訪問リハビリテーションの内容に関し、
利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業所の名称	特定医療法人 杏林会
主たる事業所の所在地	〒864-0032 熊本県荒尾市増永 2620
電話番号	(0968)-62-0525
ファクシミリ番号	(0968)-62-0591
代表者氏名	鴻江 勇和

2 ご利用事業所

事業所の名称	新生翠病院訪問リハビリテーション事業所
事業所の所在地	〒864-0032 熊本県荒尾市増永 2620
介護保険事業所番号	4310410651
管理者氏名	鴻江 勇和
電話番号	(0968)-62-0525
事業実施地域	荒尾市・長洲町・大牟田市(限定的)

3 職員の概要

職種	人員数	勤務の形態
理学療法士	1名以上	常勤・兼務
作業療法士	1名以上	常勤・兼務
言語聴覚士	1名以上	常勤・兼務

※令和4年4月1日 現在

4 営業日及び営業時間

営業日	月～金 但し年末年始(12/30～1/3)は除く
営業時間	午前8時半から午後5時半まで

※事業所のやむを得ない都合等により提供が困難な場合、曜日を限定することがあります。

5 指定訪問リハビリテーションの目的と運営の方針

【目的】

事業者が行う指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション及び予防訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法・作業療法・言語療法を行うことにより、利用者の心身の機能維持・改善を図ることを目的とする。

【方針】

居宅サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医療的管理下における介護及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、そのものが有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

6 利用料金

(Ⅰ) 当事業者の指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの提供(介護保険適用部分)に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険法定自己負担額分(別紙参照)です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

(Ⅱ) 介護保険制度が改訂された場合の改定料金につきましては、別紙をもってその内容に説明・同意を得ることとします。

(Ⅲ) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。

(Ⅳ) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は交通費は無料です。但し、通常の事業の実施地域を超えて指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの提供を希望される場合、交通費が発生します。通常の実施地域を超えた時点から、訪問先までの往復 km 数に対し 1km 当たり 30 円を請求します。

(Ⅴ) その他の費用

指定訪問リハビリテーションを提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

(Ⅵ) 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。 毎月中旬頃までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので 26 日までにお支払い下さい。

支払方法は、原則として口座振替にてお支払いいただきます。

(Ⅶ) キャンセル料

利用者の都合による当日キャンセルは、キャンセル料が発生します(基本料金の 100%)。

ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

(Ⅷ) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。

この場合、当事業方でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口へ提出して差額(介護保険適用部分)の払い戻しを受けてください。

7 訪問の職員

- (Ⅰ) 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (Ⅱ) 利用者はいつでも指定訪問リハビリテーション従事者の変更を申し出ることができます。
これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。
- (Ⅲ) 当事業者は、指定訪問リハビリテーション従事者が退職する等正当な理由がある場合に限り、指定訪問リハビリテーション従事者を変更することができます。

8 緊急時の対応方法

指定訪問リハビリテーションの提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに利用者の主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じます。

(Ⅰ) 緊急時診療等を求める医療機関(かかりつけ医)

病院名	
住所	〒 —
電話番号	()— —

(Ⅱ) 家族または身元引受人等の緊急連絡先

住所	〒 —
電話番号	()— —
続柄	

9 苦情処理

利用者は、当事業者の指定訪問リハビリテーション又は指定予防訪問リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

その他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

相談先	窓口	電話番号
新生翠病院訪問リハビリ	長弘 綾子(訪問リハビリ主任)	0968-62-0525
熊本県国民健康保険団体連合会	介護苦情相談	096-214-1101
福岡県国民健康保険団体連合会	介護苦情相談	092-642-7859
各市町村の市役所	介護福祉課等 荒尾市	0968-63-1418
	長洲町	0968-78-3144
	大牟田市	0944-41-2683

10 個人情報の保護

事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。詳細は個人情報使用同意書をご参照ください。

1 1 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための委員会を設置し指針を整備するとともに、研修等を通して適切な支援を行えるよう努めます。また担当者を置き、虐待の事実を発見した場合、速やかに市町村へ通報します。

1 2 自然災害発生時のサービス対応

自然災害によるサービスの中止・開始時間の延期については下記が想定される場合に検討します。

中止・開始の遅延	
中止の判断	サービス提供地域に大雨特別警報が発令中(予想される場合)
	サービス提供地域の河川に氾濫危険情報が発令中(予想される場合)
	サービス提供地域に大雨・洪水・土砂警報が3つ同時に発令中(予想される場合)
	上記以外でサービス提供場に向かう際に身の危険を感じるような天候状況
	周辺地域の学校の休校等(職員の確保が困難)
	当事業所の所属する病院が災害への準備・対応に関し協力依頼があった場合
	大規模停電により信号機が作動していない場合
開始の遅延	サービス予定時間後の天候状況回復により、提供が可能と判断された場合

利用者(家族)への連絡

- ・ 前日まで(事前予測が可能な場合)

前日までに明らかに翌日の営業の中止・開始時間の延期の可能性がある時は事業所より電話にてお知らせ致します(前日は可能性の事前のご連絡であり、最終決定は当日の電話連絡となります)。

- ・ 当日

自然災害時の当日のサービスの中止・開始の延期については、サービス提供時間前に職員より直接電話を致します。